

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第23回

公開：2023年5月

本研修のスケジュール

開始	終了		内容	担当
13:30	13:35	0:05	オリエンテーション	事務局
13:35	13:40	0:05	はじめに	事務局
13:40	14:40	1:00	『信託契約書』～よくある指摘事項から（前半）	本協会代表・司法書士 宮田 浩志 本協会理事・弁護士 菊永 将浩
14:40	14:50	0:10	休憩	
14:50	15:50	1:00	『信託契約書』～よくある指摘事項から（後半）	本協会代表・司法書士 宮田 浩志 本協会理事・弁護士 菊永 将浩
15:50	16:00	0:10	全体質疑応答	終了（予定）

今回の研修の狙い

本協会が提供する「セカンドオピニオンサービス」は、

- ① 家族信託専門士研修、コーディネーター研修を修了された方が、
 - ・ 自身が作成した信託設計や信託契約書案のセカンドオピニオン
 - ・ 信託の設計や提案の際に、「ちょっと確認したいこと」を気軽に問い合わせる

- ② 「金融機関サポートサービス」をご利用の金融機関が、
 - ・ 信託口座開設のために持ち込まれた信託契約書のセカンドオピニオン
 - ・ 提案営業を行う際に、「ちょっと確認したいこと」を気軽に問い合わせる

といった形でご利用いただいています。（月間100件超）

今回は、②の事案の中から、セカンドオピニオンで指摘が多い点（指摘が多発しているテーマ）を取り上げ、指摘内容の背景や詳細について掘り下げて解説いただきます。

本日取り上げる指摘事項

	指摘の多いテーマ	指摘の趣旨
①	信託財産の定義づけ	信託財産として誤解のない定義づけ
②	追加信託の定め	追加信託する際に正しい手続きを記載する
③	受託者解任の定め	誰が受託者を解任できるか
④	信託財産責任負担債務の定め	既存借入金、受託者借入が想定されるのであれば
⑤	利益相反容認の定め	利益相反はどこまで容認できるか
途中休憩		
⑥	信託の変更に関する定め	誰が信託の変更ができるか
⑦	受益者代理人の選任に関する定め	受益者代理人を誰が指名するか
⑧	信託の終了に関する定め	信託の終了させる権限は誰が持つか
⑨	信託終了後の清算に関する定め	信託財産の清算を行うための原則
⑩	受託者の権限（まとめ）	不動産を信託する場合の受託者に与える権限の整理

『信託契約書』 ～よくある指摘事項から (前半)

本協会代表理事
司法書士 宮田 浩志

本協会理事
弁護士 菊永 将浩

① 「信託財産の定義づけ」

<よくある条文例>

第〇条（信託財産）

<信託不動産>

- ①所在、地番、地目、地積
- ②所在、家屋番号、種類、構造

第□条（追加信託）

委託者は本件信託の目的を達成するため、次の方法によって信託財産として金銭及び不動産を追加信託することができる。

- (1) 金銭・・・
- (2) 不動産・・・

<セカンドオピニオン>

第〇条：

「本件信託不動産」の定義に、第□条により追加信託された不動産も含まれるように記載するべきです。

<よくある条文例>

受託者が、信託不動産について、換価処分又は担保設定をしたときは、それらの**手続きに要した費用を控除した換価金又は借入金**の残金を信託財産に属する金銭とする。

<セカンドオピニオン>

換価代金や受託者借入した金銭は、当然に全額が信託金銭になるのであって、諸費用を控除した残金が信託金銭になる訳ではありません。

「信託財産の定義づけ」の留意点

信託法

(信託財産の範囲)

第十六条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

- 一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産
- 二 次条、第十八条、第十九条（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第二百二十六条第三項、第二百二十八条第三項及び第二百五十四条第二項の規定により信託財産に属することとなった財産（第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により信託財産に属するものとみなされた共有持分及び第十九条の規定による分割によって信託財産に属することとされた財産を含む。）

留意点① 「信託財産の定義」を書くならば、漏れなく明確に記載すること

<類似のよくある条文例>

受託者の権限に

「受託者は、信託の目的に反しない限りにおいて不動産を購入することができる。」
とあるにもかかわらず、「信託財産の定義」にはその記載がない。

<条文例> (信託財産)

.....

2. 第□条により、追加信託された不動産
3. 第△条により、新たに購入された不動産

② 「追加信託」の定め

<よくある条文例>

第〇条（信託財産の追加）

委託者は、受託者に通知し、又は協議をして、信託財産以外の金銭及び有価証券等の金融資産を信託財産に追加することができる。

<セカンドオピニオン>

追加信託は委託者と受託者との契約（合意）によることが原則となります

<セカンドオピニオン>

有価証券を信託する場合には、証券会社に別途信託専用の証券口座を開設する必要があります。その際には、当該証券会社による信託契約書上の要件がありますので、ご注意ください。

<よくある条文例>

第〇条（信託財産の追加）

受託者は、信託財産以外の金銭を信託財産に追加することができる。

<セカンドオピニオン>

追加信託を行うのは委託者です。

「追加信託の定め」における留意点

<条文例>

第〇条（信託財産の追加）

- 1 委託者は、本件信託財産に金銭の追加信託ができる。
- 2 前項の追加信託をする場合、委託者は受託者指定の金融機関の口座への振込み又は預入れにより行うものとし、当該振込み又は預入れの事実をもって、追加信託契約の成立とみなすものとする。
- 3 受託者は、前項による追加信託の成立後、速やかに追加信託を受けた旨の書面を委託者に対し交付する。

留意点① 追加信託の原則は、「委託者と受託者の合意」であり、特に信託契約書に記載が無くとも追加信託は合意（契約）により可能。

留意点② この条文を置く意味は、「追加信託ができる」ことではなく、金銭に限り、信託口座（専用口座）への振込みをもって「追加信託契約が成立したものと見做す」ことにある。

（※委託者の意思で振込を行うことが重要であり、その点に不安のある場合は、「委託者と受託者間で合意書を交わすこと」とすべきである）

留意点③ 第3項を置くことで、一方的な委託者の行為のみで「合意」とするのではなく、受託者による書面の交付を条件としていること。

留意点④ **委託者の意思判断能力の喪失後は追加信託はできないこと**

「追加信託の定め」における留意点

論点：信託法第146条の定めを用い、委託者の地位を受益者に移転した場合、新受益者（＝新委託者）は自らの財産を追加信託ができるか？

※よくあるニーズ

両親がそれぞれ資産を持っている

父が委託者兼当初受益者となり、信託契約を子世代と結び、第二受益者は母とする

父が亡くなった後、母は自分の資産を信託に追加して、子世代に任せたい

⇒「たすき掛け信託（父と母がそれぞれ子世代と信託契約を結ぶ）」との比較は？

③ 「受託者解任」の定め

<よくある条文例>

第〇条（受託者の解任）

受益者は、次の各号に定める場合に受託者を解任することができる。

- (1) 受託者が本契約に定める義務に違反し、是正勧告から30日を経過しても、相当の理由もなく是正されないとき
- (2) 受託者に破産手続又は民事再生手続その他これと同種の手続申立があったとき
- (3) 受託者が仮差押、仮処分又は強制執行、競売又は滞納処分を受けたとき
- (4) その他受託者として信託事務を遂行しがたい重大な事由が発生したとき

<セカンドオピニオン>

「信託法第58条第1項にかかわらず、受益者は、次の各号に定める場合にのみ・・・」などとした方がベターです。

<よくある条文例>

契約書中に、「受託者の解任」についての記載がない

<セカンドオピニオン>

受託者の解任事由の定めがないので、信託法第58条第1項により委託者兼受益者はいつでも受託者を解任できる点にご留意ください。

「受託者の解任」における留意点

信託法

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

留意点① 「受託者の解任」は、不測の事態への備えであり、定めは必要
不測の事態・・・受託者が病気や事故で意思判断能力を喪失してしまうリスク

留意点② 第1項の解釈次第では、委託者兼受益者に成年後見人が就いた場合、後見人の判断で受託者が解任されてしまう？

留意点③ 受託者の解任条項は必要、ただし、当事者家族の実態に即した別段の定めとすべき

④ 「信託財産責任負担債務」の定め

<よくある条文例>

第〇条（受託者の権限）

受託者は 建物を建築するために金融機関から借入れを行うことができ、また借入れを行うため信託不動産に抵当権等担保設定することができる。

<セカンドオピニオン>

「信託財産責任負担債務」としての借入れを明記した方がベターでしょう。

<よくある条文例>

受託者は、前各号に伴い発生する一切の費用を賄うため、第三者から借入をし、また、本件信託財産に担保を設定することができる。

<セカンドオピニオン>

「～一切の費用を賄うため、第三者から借入れをし～」は、
「～一切の費用を賄うため、信託財産責任負担債務として第三者から借入れをし～」と記載した方が良いでしょう。

「信託財産責任負担債務」における留意点

信託法

(信託財産責任負担債務の範囲)

第二十一条 次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

- 一 受益債権
- 二 信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利
- 三 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの
- 四 第一百三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権
- 五 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利
- 六 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利
 - イ 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。□において同じ。）の規定により取り消すことができない行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかったもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）を除く。）
 - 第二十七条第一項又は第二項の規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないもの
- 七 第三十一条第六項に規定する処分その他の行為又は同条第七項に規定する行為のうち、これらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないものによって生じた権利
- 八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利
- 九 第五号から前号までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

「信託財産責任負担債務」における留意点

- 留意点① 債務付不動産を信託財産とした場合、当然には不動産に付随する債務が信託財産責任負担債務とはならない

- 留意点② 信託契約書中に「信託財産責任負担債務とする」旨の定めが必要

- 留意点③ 信託契約書に定めたとしても、債権者側の同意が無ければ、併存的債務引受（受託者が勝手に連帯債務者の関係に加わった）となるだけなので、ローンの返済は、債権者の同意が無ければ信託口座から直接返済することはできない

- 留意点④ 信託契約書中に「信託財産責任負担債務とする」旨の定めがあったとしても、債権者の債権管理上は（債権者にとっての債務者は）元の債務者のままである。

- 留意点⑤ 故に、法的には信託財産責任負担債務とする旨を信託契約書に謳うこと、そして債権者の同意はもちろんのこと、金融実務上、債務引受契約（免責的・重畳的）をすることが原則となる。（債権者と合意による）

⑤ 「利益相反容認」の定め

<よくある条文例>

信託不動産につき賃貸借契約を締結する場合、受託者は、自らの裁量において賃料その他の諸条件を決定するものとする。なお、受託者は、信託の目的に反しない限りにおいて、信託不動産の一部を自ら使用し、又は第三者に使用貸借させることができる。

<セカンドオピニオン>

利益相反取引についての容認条項は、信託法第31条の趣旨に鑑み、利益相反取引の具体的内容（使用貸借か賃貸借か、用途、賃貸条件など）を明記すべきですので、現条項案では、利益相反容認条項としての有効性に疑義があると考えます。

また、受益者にとってメリットの無い使用貸借取引は忠実義務違反となる恐れがありますので、「第三者」を限定したり、用途を限定したり、より具体的な容認条項を設けるべきと考えます。

信託法**(利益相反行為の制限)**

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。
 - 二 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。
 - 三 第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの
 - 四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。
- 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。
 - 三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。
 - 四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。
- 3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。
- 5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。
- 6 第四項に規定する場合において、受託者が第三者との間において第一項第一号又は第二号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされたことを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該処分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 7 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第三号又は第四号に掲げる行為がされた場合には、当該第三者がこれを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

「利益相反容認条項」における留意点

- 留意点① 利益相反容認条項が無くとも、都度受益者の承諾があれば行為自体は可能
⇒受益者が意思判断能力を喪失した後はできない**
- 留意点② 包括的な「利益相反の容認」ではなく、個別具体的に記載する**
- 留意点③ 特に「受託者の親族に対する使用貸借」には注意**
- ・親族の範囲（特定が必要）
 - ・使用貸借を認める理由（受益者にとっての不利益）

<条文例>

（自己取引等）

第15条 受託者は、本件信託の目的、本件信託財産の状況又は管理、運用若しくは処分の方針に照らして必要がある場合には、第2項により定める条件により、本件信託不動産に関し、下記の取引を行うことができる。

①受託者が自ら賃借人となる賃貸借取引

②受託者が自ら買主となる売買取引

2 前項の取引を行う条件は、次の各号のいずれかに該当し、かつこれを信託監督人が同意したことを条件とする。

①売買取引に関しては、適正な鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う。

②賃貸借取引に関しては、近隣の賃貸相場を踏まえ、通常取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行う。

休憩

(14 : 40~14 : 50)

『信託契約書』 ～よくある指摘事項から (後半)

本協会代表理事
司法書士 宮田 浩志

本協会理事
弁護士 菊永 将浩

⑥「信託の変更」に関する定め

<よくある条文例>

○条（信託の変更）

本件信託は、本件信託の目的に反しない限り受託者及び受益者の書面による合意によって変更することができる。

<セカンドオピニオン>

信託法第149条の規定による変更を排除する趣旨なのかどうか明記した方がより良いとの観点から、排除する趣旨なのであれば、「信託法第149条の規定にかかわらず」という文言を入れるのも良いでしょう。

「信託の変更」における留意点

信託法

(関係当事者の合意等)

- 第百四十九条** 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
 - 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示
- 3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。
- 一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者
 - 二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者
- 4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

留意点① 信託契約書に別段の定めがなければ、受益者は単独で変更が可能
⇒高齢の親世代の判断力低下による変更の余地を残して良いのか？

留意点② 信託契約書に別段の定めがなく、かつ信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは受託者の意思表示で変更が可能

「信託の変更」における留意点

＜条文例＞

第〇条（信託の変更等）

1. 受託者及び受益者の合意により、本件信託の内容を変更し、又は本件信託を一部解約することができるが、受益者単独の意思表示によってはこれらの行為を行うことはできない。
2. 前項に関わらず、受託者が本件信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に資することが明らかであるときは、受託者は単独で第□条（受益者）及び第△条（残余財産の帰属権利者）を除き本件信託の内容を変更することができるものとする。

（信託の変更等）

第〇条 受益者は、受託者及び信託監督人との合意により、本件信託の内容を変更し、又は本件信託を一部解約することができる。

⑦「受益者代理人の選任」に関する定め

<よくある条文例>

第〇条（受益者代理人）

1 受益者は、受託者に対し、書面による申し出をすることにより自己の受益者代理人を指定することができる。

<セカンドオピニオン>

受益者代理人は、受益者自身の判断能力に問題が出てきた場合に登場するものです。いざ必要となった場合に指定ができなければ、受益者代理人を就任させることが困難になりますが、あらかじめ契約書の中で定めておかなくてよろしいでしょうか。

<よくある条文例>

第10条 信託事務処理上必要と認められるときは、受託者は、受益者の親族の中から受益者代理人を選任することができる。

<セカンドオピニオン>

受益者代理人は、受託者の信託事務を監督する立場にあるので、受託者にその選任権限を持たせることは適切ではありません。あらかじめ候補者を明記しておくことがベターです。なお、別途、受益者代理人候補の就任承諾が必要となる点、ご注意ください。

「受益者代理人の選任」における留意点

信託法

(受益者代理人の選任)

第三十八条 信託行為においては、その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

- 2 信託行為に受益者代理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受益者代理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。
- 3 前項の規定による催告があった場合において、受益者代理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者（委託者が現に存しない場合にあつては、受託者）に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかったものとみなす。

留意点① 受益者代理人の候補は可能な限り信託契約書に記載すべき

留意点② 受益者代理人への就任要請に対し、応諾の回答があつて初めて就任する。

⑧ 「信託の終了」に関する定め

<よくある条文例>

(信託の終了事由)

第〇条 本件信託契約は、次の事由によって終了する。

- ①甲及び丙が死亡したとき
- ②受託者及び受益者が合意したとき
- ③その他信託法に定める事由が生じたとき

<セカンドオピニオン>

- ・信託法第164条第1項の規定を排除していないので、委託者兼受益者はいつでも信託を終了させることができる点にご留意ください。
- ・受益者と受託者との合意終了については、信託法第164条第1項の適用を排除する趣旨を明示してもよいでしょう。

「信託の終了」における留意点

信託法

(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)

第六十四条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

留意点① 高齢の親世代を委託者兼当初受益者とする信託契約の場合には、親世代の判断力低下により感情的な意思決定をしてしまうリスクを想定すべき

<条文例>

(信託の終了事由)

第〇条 本件信託契約は、信託法第164条第1項に関わりなく、次の事由によって終了する。

①甲及び丙が死亡したとき

②受託者及び受益者が合意したとき・・・⇒次ページへ

③その他信託法に定める事由が生じたとき

「信託の終了」における留意点

留意点② 別段の定めを置いた結果として、委託者兼受益者が信託が終了できないことがリスクとなるケースもある

平成30年10月23日東京地裁判決

概要：①父が次男と信託契約を交わした。

信託終了事由の一つに「受益者と受託者の合意」

信託終了後の残余財産の帰属権利者は、次男

受託者の解任条項はなし

②その後経緯があり、父は信託の終了（契約の無効）を主張。

③しかし、受託者である次男は、信託契約は有効であるとし、かつ信託の終了も拒否

④裁判に発展したが、父の主張は退けられた。

別段の定めを置くことで・・・
・ 正常な意思判断ができる受託者が財産を守り管理処分できるように
・ 正常な意思判断ができなくなった委託者による非合理的な処分を防ぐ

別段の定めを置いたことで・・・
・ 委託者の意思判断能力は正常であっても、もはや信託した財産は自由にはできない
・ 受託者に不義理があっても、信託を終了することはできない

専門家としての設計上の留意点（ケースバイケースであることが前提ではあるが）

- 1) 委託者（兼受益者）が一方的に信託を終了させる定め（別段の定めを置かない）は慎重に
- 2) 受託者が委託者（兼受益者）の想いと異なる行動をした場合には、最終的には「解任」できるように手当てしておく
- 3) 委託者（兼受益者）の生存中に信託が終了した場合には、帰属権利者は受益者に（現状に戻す）

⑨ 「信託終了後の清算」に関する定め

<よくある条文例>

第〇条（残余財産の引渡の方法）

信託の終了にあたり、清算受託者は信託財産の全てをこれに関する一切の債権債務関係と共に、前条の残余財産の帰属権利者に給付ないし引き受けさせるものとする。

<セカンドオピニオン>

残余財産は、すべての債務及び諸費用の弁済後でなければ帰属権利者に給付することができないという清算手続きに関する原則的規律（信託法第181条）及び免責的債務引受には債権者の合意（契約）が必要である点、ご留意ください。

「信託終了後の清算」における留意点

信託法

（債務の弁済前における残余財産の給付の制限）

第八十一条 清算受託者は、第一百七十七条第二号及び第三号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第二項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。ただし、当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

留意点① 信託終了時に信託財産に係る債務がある場合は、それらを弁済した後でなければ残余財産の分配はできない

留意点② 信託終了時の信託財産に係る債務の引受先は、債権者の同意がなければ確定できない

<条文例>

清算受託者は、本件信託の終了にあたり、信託財産責任負担債務をすべて弁済した後の残余の信託財産について、第●条に定める帰属権利者に対し引き渡すものとする。

ただし、本件信託不動産に設定された担保権を被担保債権とする債権者がいる場合、当該債権者と清算受託者と帰属権利者との間で、帰属権利者を債務者とする免責的債務引受契約ができた場合は、この限りではない。

信託法**(受託者の権限の範囲)**

第二十六条 受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。

(受託者の権限違反行為の取消し)

- 第二十七条** 受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、次のいずれにも該当するときは、受益者は、当該行為を取り消すことができる。
- 一 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと。
 - 二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があったこと。
- 2** 前項の規定にかかわらず、受託者が信託財産に属する財産（第十四条の信託の登記又は登録をすることができるものに限る。）について権利を設定し又は移転した行為がその権限に属しない場合には、次のいずれにも該当するときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。
- 一 当該行為の当時、当該信託財産に属する財産について第十四条の信託の登記又は登録がされていたこと。
 - 二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があったこと。
- 3** 二人以上の受益者のうちの一人が前二項の規定による取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずる。
- 4** 第一項又は第二項の規定による取消権は、受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）が取消しの原因があることを知った時から三箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

受託者に付与が必要な権限を整理しました。

信託財産	容認する受託者の権限	信託契約書で付与が必要な権限
金銭	信託金銭の出納管理	信託金銭からの支出
	信託金銭の運用	運用（運用レベル・換価対象を例示）
	不動産の新たな購入	不動産の購入、所有権移転登記及び信託登記
有価証券	有価証券の管理	
	有価証券の売買	売買の権限（許容レベル・売買対象を例示）
不動産	信託不動産の管理	信託不動産の維持・保全・修繕・改良 第三者に対する賃貸 必要に応じた信託不動産に係る損害保険の契約手続 信託登記、土地測量、境界確定作業、分合筆登記、 地目変更登記、表示変更登記
	信託不動産の売却・解体・購入 ・建設・建替え	換価処分・建物解体・購入・建設・建替え 建物滅失登記、建物表題登記、信託登記
	債務付不動産の信託財産化	借入に関する条件・内容の変更・更改 担保権に関する変更、債務者変更登記・抹消登記
	信託不動産を担保とする受託者借入	借入権限 借入に関する条件・内容の変更・更改 信託財産への担保権設定、担保権の変更・抹消登記
不動産（農地）	信託した農地の転用	農地転用の許可届出、地目変更登記、分合筆登記
自社株式	議決権行使	指図権者からの指図が無い場合の定め
	自社株の売却	換価処分権限、売却条件・内容の設定 配当・換価処分に伴う租税公課等の必要経費等の支払

これらの権限は、「契約書に記載が無ければ権限がない」と考えるべきか？

- ⇒考え方① 受託者の権限はすべて網羅的に列挙すべき（制限列挙）
考え方② 受託者は信託の目的の範囲で権限を持つことから、権限の列挙は不要
考え方③ 法律上は考え方②が正しいとしても、権限を明確にするために代表的な事項は列挙すべき（例示列挙）

考え方①の問題点：列挙事由に漏れがあった場合、問題が起きる。
例) 抵当権を設定できる → 根抵当権は×

考え方②の問題点：法律上は正しくとも、第三者（取引の相手方（金融機関等））にとっては不明確。

過去の議論では、考え方①と考え方②での議論であったが、今は**考え方③に落ち着きつつある。**

結論的には、

- 基本的に想定されることや記載することで受託者や取引がスムーズに進むことは極力記載する。
- 記載のない行為は権限がないと断定されないよう、記載方法を工夫する。
- 与えたくない権限は、明確に記載する。

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪悪」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができていないか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか